社会体育施設運営·使用料徵収金額表

Part	区分	一直道	道	順目	買買	I I I	道目
	基本事項			体育館			ጟ
		施設区分	体育館 (1,300㎡以上)	体育館 (660㎡ ~ 1,299㎡)		野球場 (10,000㎡以上)	
20 1 1 1 1 1 1 1 1 1		施設概要	正規のバスケットボールコートが2面とれる。 観覧席等の付帯施設を有し、県レベルの大会等が開催できる。	正規のバスケットボールコートが1面・バレーボールコートが2面とれる。 地域規模の大会等が開催できる。		公式戦を開催できるグラウンド並びにスタンド 等が整備された施設	公式戦の開催が困難な施設
### 1970 日		对象施設		5 m²)		平田市民球場 斐川公園(野球場) 湖陵総合公園(野球場)	稗原運動広場平成スポーツ公園野球場平成スポーツ公園野球場
1970 - 27 00 19	芦業日等			-	年中無休	_	
1 10 10 10 10 10 10 10		開館時間		ł		ł	ł
		利用可能時間		~ 22:00 (原則		~ 日没・9:00~	
1	間計画	_			番		
中語方法 中語方法 中語方法 中語方法 中語 中部 中部 中部 中部 中部 中部 中部	羅				下記団体の主催・主管大会等 体育(いりエラシ)協会加盟団体 スポーツ少年団本部 ・小体連・両体連・高体連・その他首長が認めるもの		
(日田の場合)	請方法				予約(電話可) 申請書の提出		
使用科照明使用科を含む・全面の場合) 使用科(照明使用科を含む・全面の場合) 使用科(照明使用科を含む・全面の場合) で		受付期間			一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。		
(占用の場合) 使用料(年間使用料を含む・全面の場合) (使用料(年間中料を含む・全面の場合) (上角の場合) (上角の場合) (上角の場合) (上角の場合) (日月) (日月) (日月) (日月) (日月) (日月) (日月) (日月		使用料納付方法			申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行		
備品度用料 減免制度 管理運営主体 (想定)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	施設使用料(占用の場合)	使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 1,500円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 1,000 円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税 個人利用の場合 100 円/時間 (但し、運営上可能な施設に限る。)	使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 500 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料 1,500円/時間 照明使用料(照明施設がある場合) (現地)円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料 1 000 円 / 時間 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税
減免制度 管理運営主体 (想定)		備品使用料			無料		
管理運営主体 (想定)				新市に所属する下記団体の活動(全額免除)・体育(P/Nエーション)協会加盟組織・スポーツ少年団・スポーツ少年団・地域スポーツウラブ(総合型)・地域スポーツウラブ(総合型)その他首長が認めるもの(全額・半額免除)	1 は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかしめ事業計画にもりこれ。 1台としてあらかしめ事業計画にもりこまれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除。 2 その他認めるもの(別途申請により認定) 身体障害者の利用 公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会員活法)		
	曾形態			・地域における利用ニーズに対応した施設運営と 本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し	社会体育関連団体等の育成を図るため、運営) 、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体	杉態は社会体育関連団体等への委託方式を基 別の確立を図る。	

1111 <u>/</u>
展
加
XH
墨
然
無
画
-
廽
鸎
證
摆
艾
仙
女

区分	目虹	目虹	田町	目里	国里	日里
基本事項	施設用途			テニスコート		
	施設区分	野球場	オムニコート	クレーコート等	#	多目的広場 (照明施設を有するもの)
	施設概要	施設的に不十分で、現時点では使用料の徴収 に耐えられない施設	オムニコートを有する施設	クレーコート等であるが、比較的施設が良好で 使用料の徴収に耐えられる施設	は使用料の徴収	照明施設を有し、夜間利用が可能な施設
	対象施設	斐伊川河川敷公園野球場	平成スポーツ公園(テニスコート) 真幸ケ丘公園 (テニスコート) 斐川公園 (テニスコート・オムニ2面) 湖陵総合公園(テニスコート)	斐川公園(テニスコート・クレー2面)	大社町民運動場(テニスコート) 平田市民テニスコート 愛宕山庭球場 愛行山庭球場 一の谷公園 (テニスコート) 佐田町運動場(テニスコート)	真幸ケ丘公園(多目的広場) 佐田町運動場
営業日等	休館日			年中無休		
	開館時間			8:30 ~ 日没 · 9:00 ~ 22:00		
	利用可能時間		8:30 ~ [日没 ・ 9:00 ~ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)	別途対応)	
年間計画	利用調整の要否			瞅		
大 開開 開開	調整対象			下記団体の主催・主管大会等 ・体育(いり1->3-)が協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小木連・中体連・高体連 その他首長が認めるもの		
3 42 42	: 申請方法			予約(電話可) 申請書の提出		
	受付期間			一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。		
	使用料納付方法			申請時又は使用 必要な場合は請		
使用料	施設使用料 (占用の場合)	基本使用料無料	基本使用料(1面) 一般 400円/時間 高校生 300円/時間 中学生以下 200円/時間 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料(1面) - 6級 200円時間 - 6級 200円時間 高校生 150円時間 高校生 150円時間 中学生以下 100円時間 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料(1面) 無料 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 消費税は内税	基本使用料 500 円 / 時間 800 円 / 時間 (現単面) 日 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税
	備品使用料			4		
第12回協	演免制度		新市に所属する下記団体の活動(全額免除)・体育(い1・ション)協会加盟組織・スポーツ/ウリーション (協会加盟組織・スポーツンケラン(総合型)・地域スポーツクラブ(総合型)・も成るスポーツのもの(全額・半額免除)	1は、地域における社会体育の振興を目 的としてあらかじめ事業計画にもりこまれ たものに収る。但し、別途に事業費補助等 を受ける大会等を除べ。 2その他認めるもの(別途申請により認定) 身体障害者の利用 公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会 ほか)		
第 第 第 第 会 資	管理運営主体 (想定)		1地域における利用ニーズに対応した施設運営と社本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、	設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基 51に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。	18版は社会体育関連団体等への委託方式を基 1の確立を図る。	
料				*/ 0		

社会体育施設運営·使用料徵収金額表

	日則		日里	日里		日里
基本事項		多目的広場		I	ニュースポーツ競技場	I
	施設区分	多目的広場 (照明施設は有しないが施設的に良好なもの)	多目的広場)) (施設的な整備・拡充が必要なもの)	グラウンドゴルフ場	ターゲットバードゴルフ場	ゲートボール場
	施設概要	照明施設を有せず夜間利用ができないが、比較的良好な施設で使用料の徴収に耐えられる施設	第二型型		ターゲットバードゴルフによる使用を主とする広場	ゲートボールによる使用を主とする広場
	対象施設	妻川公園(多目的広場) 平田宍道湖公園多目的グラウンド 湖陵総合公園(多目的広場) 平田中央スポーツ公園多目的グラウンド (平田中学校校庭としての使用と社会体育施設 使用の併用)	北神立河川公園 人木健康広場 出西河川公園 一の谷公園(自由広場) 役 南部ふるさと広場(多目的広場) わかあゆの里(多目的広場) 朝山森林公園 斐川公園(自由広場) 斐川公園(自由広場) 斐州八町川斯公園 大社町民運動場	南部ふるさと広場 (グラウンドゴルフ場) 平成スポーツ公園 (グラウンドゴルフ場) わかあゆの里(グラウンドゴルフ場) 多 伎町シーサイド運動公園	斐伊川河川敷公園ターゲットパードゴルブ場	湖陵町運動広場 平成スポーツ公園(ゲートボール場) 東本ケ丘公園(ゲートボール場) 南部福祉センター(交流センターゲートボール 場) 斐伊川河川敷公園ゲートボール場 多伎町ふれあい広場
	休館日		-	年中無休		
	開館時間			8:30 ~ 日没 · 9:00 ~ 22:00		
	利用可能時間		8:30 ~ E	日没 ・ 9:00 ~ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)	t別途対応)	
年間計画	利用調整の要否			畑		
	調整対象			下記団体の主催・主管大会等 ・体育(いりエション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 その他首長が認めるもの		
- 子 生 生 子 生 子 子 生 子 子 ー 二 子 子 ー 二 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	申請方法			予約(電話可) 申請書の提出		
	受付期間			一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。		
	使用料納付方法	申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書: 納付書を発行		申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行		申請時又は使用日までに前約(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行
使用	施設使用料(占用の場合)	基本使用料 500 円 / 時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税	基本使用料無料	使用料(1面) ・照明なしの場合 無料 ・照明なりの場合 100円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税	基本使用料無料	基本使用料(1面) 電板つきの場合 250 円/時間 ・照明ありの場合 100 円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税
	備品使用料			棋 棋		
	減免制度		新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(か)11・3対協会加盟組織 ・スポーツル年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) その他首長が認めるもの(全額・半額免除)	1 は、地域における社会体育の振興を目 的としてあらかじめ事業計画にもりこまれ たものに限る。但し、別途に事業費補助等 を受ける人会等を除く。 2 その他認めるもの(別途申請により認定) 身体障害者の利用 公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会 ほか)		
軍 営形態	管理運営主体 (想定)		地域における利用ニーズに対応した施設運営と本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し	设運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。	形態は社会体育関連団体等への委託方式を基制の確立を図る。	
料						

ЩX
iik.
翻
700
金額司
1
읔
-
쇅
<u> 27</u>
*
使用料徵収
回
奋
•
3hII
450
测量
公
713
JE)
妆
KIII
No.
₩
iv
社会体
Ä
*

	区分		頂目	道目	頂目	頂目	頂目
1998年	基本事項				式道場		その他の特定施設
		施設区分		相撲場	号道場	柔道場	陸上競技場・スケート場・水上スポーツ施設ほか
Apple Ap		施設概要					地域内に類似する施設が無く特定の用途に供される施設、若しくは多様な機能等を有する広域的施設等
		对象施設	中田市民ブール 出雲市営ブール	-の谷公園相撲場 愛宕山相撲場 愛宕山相撲場	一の各公園弓道場 佐田町連動場(弓道場)	米道場	平田市立宍道湖公園湖遊館 平田市立中央スポーツ公園陸上競技場 平田市 8 G海洋セン・ 中田市路 8 G海洋セン・ 出書健康公園(出書ドーム・クラブハウス・健康 センター・スケートボード場) 出書健康公園(少年野球・ソフトボール場) 出書健康公園(天然芝生多目的広場) 長浜中央公園(天然芝生多目的広場) 多伎町健康増進センター(446㎡)
	当業日等		ł		年中無休		現行どおり
新日藤		開館時間	ì		00:		現行どおり
		_	≀		0 0 :		現行どおり
	年間計画	_	湖				
# 1							現行どおり
受付期間 使用日の魔する日の前月初日から。 大金利目の魔する日の前月初日から。 随時 所催日の魔する日の前月初日から。 使用日の魔する日の前月初日から。 大金利日の魔する日の前月初日から。 使用日の魔する日の前月初日から。 所催日が魔する日の作前から。 使用日の魔する日の前月初日から。 所備日が魔する日の作前から。 使用日の魔する日の前月初日から。 所備日が魔する日の作前から。 使用日の魔する日の前月初日から。 所備日が魔する日の作前から。 使用日の魔する日の前月初日から。 所属日が魔する日の作前から。 使用日の魔する日の前月初日から。 所属日が魔する日の作前から。 使用日の魔する日の前日初日から。 所属日が魔する日の作前から。 使用日の魔する日の前日初日から。 所属日が魔する日の作前から。 使用日の魔する日の前日初日から。 所属日が魔する日の作前から。 使用日の魔する日の前日初日から。 所属日が魔する日の前月初日から。 使用日の魔する日の前名 所属日が魔する日の「日の魔者」 と変している日の間でする日は、一般でする日は、一般でする日は、一般でき事業情間といる日の間の場合。基本使用料は3倍間 「一般を現在の別日」 中国の場合 (上面を用 (上面を用 (上面を用) 1.00月 日の間 「一般を用 」 1.00日 日の間 「一般を用 」 1.00日 日の間 「一般を用 」 1.00日 日の間 「一般を用 」 1.00日 日の 「一般を用 」 1.00日 日の 「一般を用 」 1.00日 日の 「一般を用 1.00日 日の 「一般を用 」 1.00日 日の 「一般を用 」 1.00日 日の 「一般を用 1.00日 日の 1.00日 日の 1	申請方法			子約申請](電話可) 書の提出		現行どおり
使用時級付方法 中原時以行政 中原時以及に高別 中原時以及に高別 中原時以及に高別 中原時以及に高別 中原時以及に高別 中原時以及に高別 中原時日までに前別項金 助産金 地震を寄行 必要な場合に請求書 地震を引きたり 地震を引きたり 地震を引きたり 地震ならり 地震なり 地震ならり 地震ならり は震なり は震なり 地震ならり		受付期間	一般利用の場合使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合開催日が属する月の1年前から。	随時	阿爾特	一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。	一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。
株型砂(用料		使用料納付方法	申請時又は使用日までに前約(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行			申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行	申請時又は使用日までに前約(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行
備品使用料 無 料 無 料 無 料 現行どおり 減免制度 新市に所属する下記団体の活動(全額免除) たものに限る。但し、別途に事業費補助等 現行どおり ・地域スポーツ少年団 ・地域スポーツクラ(総合型) を受ける大会等を除(・を受ける大会等を除(・を受ける大会等を除(・地域スポーツの声(観音型) を受ける大会等を除(・を受ける大会等を除(・を受ける大会等を除(・を受ける大会等を除(・地域スポーツの首長が認めるもの(全額・半額会験) 2 をの他認めるもの(開途申請により認定) ・ を受ける大会等を除(・ を受けるを対象を使い。 ・中央 ・地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基 ・ (公民館・小中学校・体育指導委員協議会(出雲市 財団法人 ・福定 本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等の自成と体制の確立を図る。 ・ (公民間・財団な等への委託方式を基 (公民間・財団、大会・関連団体等の自成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基 (公民間・財団、大会・日本・財団、大会・日本・財団・大会・日本・財団・大会・日本・財団・大会・日本・財の・財団・大会・日本・財団・大会・大会・日本・財団・大会・大会・財団・大会・大会・大会・大会・大会・大会・日本・財団・大会・大会・日本・財団・大会・日本・財団・大会・大会・日本・財団・大会・大会・大会・大会・大会・大会・日本・財団・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・大会・		施設使用料(占用の場合)	基本使用料(1回) 大人、300円・高校生 150円 中学生以下 100円・入場者 100円 団体便用 (20人以上)の場合、2割引 占用使用 3,000円/時間 消費稅は内稅	基本使用		使用料(照明使用料を含む・全面の場合)300円、時間その他その他営利目的の場合、基本使用料は3倍額消費税は内税	現行どおり
(本)		備品使用料		#			祖行がおい
<u>管形態 管理運営主体</u> 地域における利用ニーズに対応り正態と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。 本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。 体表 できる。 は、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。 は、 は、 は、 は は は は は は は は は は は は は は は				新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーンヨン)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) その他首長が認めるもの(全額・半額免除)			現行どおり
	重営形態		地域における利用ニーズに対応した施設運営本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行	{と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営} fし、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体{	形態は社会体育関連団体等への委託方式を基制の確立を図る。		NPO法人 財団法人